



(挿絵: 平田美紗子作)

2018年 年頭のご挨拶

平成30年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。皆様には森林保険業務の運営に対しまして、特段のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。



去年は各地での林野火災や豪雨災害などにより、甚大な森林被害も発生しました。被害に遭われた皆さまに、改めて心よりお見舞い申し上げます。

日本の森林資源が本格的な利用期となっている一方で、林業は小規模零細な所有構造の下、依然として生産性が低い状況にあり、「林業の成長産業化」の実現は、林政の大きな課題となっています。

このような中、近年頻発する気象災害に対して、森林所有者の皆様が安心して林業経営を行うためのリスクヘッジとなる森林保険の意義と役割は、益々重きを持つものと考えています。

森林保険センターでは、本年4月から開始する改定商品の販売に向けて、必要な準備を進めるとともに、業務委託先を含めた業務実施体制の強化や、迅速な保険金の支払い等の取組を推進し、更なる被保険者様へのサービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

本年も職員一同、一層精進して参る所存ですので、今後ともご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝と益々のご発展を心より祈念申し上げます新年のご挨拶といたします。



平成30年1月
国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林保険センター
所長 大 貫 肇

コンプライアンスの取組について

今回は森林保険センターで取り組んでいるコンプライアンス活動について紹介します。

森林保険制度は森林所有者自らが火災・気象災等に備える国内唯一のセーフティネットとして林業経営の安定に貢献しています。この制度を安定的に運営していくために、法令と倫理の遵守に基づく活動を行い、お客様はもとより、国民の期待と要請を裏切ることのないよう努めています。

森林保険センターにおいては、平成29年度のコンプライアンス推進取組方針に、

- ①コンプライアンス意識の強化
- ②コンプライアンス違反を未然に防ぐ風通しの良い組織づくり

の2点を掲げ、日々、取り組んでいます。

①については、コンプライアンスや倫理をテーマにした外部講師による研修や職員が各自の業務の都合に合わせ適宜研修が受講できるインターネットを利用した学習(e-ラーニング)を取り入れていま

す。また、コンプライアンス行動規範を理解・遵守してもらうため、ハンドブックを作成し職員に配布・周知を図るとともに、行動規範の理解度や定着状況を確認し、翌年度の取組に活かしています。

②については、コンプライアンスに係る題材をテーマにして、四半期毎に各課室において意見交換を行い、情報の共有やコンプライアンス意識の向上を図っています。また、日頃の業務を行う中で身近に潜むコンプライアンス違反をとりまとめた「危険予知活動実践表」を通して、職員一人ひとりの更なる危機管理意識の維持・向上に取り組んでいます。

以上のように、法令やコンプライアンスを遵守し、より良いサービスを提供出来るよう、職員一同、日々業務に励んでいます。

「コンプライアンス行動規範」をHPに掲載しました！

URL : <http://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/g/konpuraianasu.html>



森林保険Q&A



しつもん

森林の所有者ではない者を被保険者とする契約は有効ですか。

被保険者は保険の目的(森林)の所有者に限られています(森林保険法第4条)。したがって、保険事故が発生した場合、保険者(森林保険センター)から損害のてん補を受ける権利を有する者(被保険者)は所有者に限られ、実際に保険の目的(森林)の経営を任されている者であってもこの対象とはなりません。